

犯罪被害者等支援事業「日常生活支援制度」の新設について

◆新規創設目的

性暴力、殺人、傷害等の被害者及びその家族（遺族）である犯罪被害者等は、突然の被害により身体的・精神的に多大な苦痛・負担を被り、**毎日の食事や清掃等の日常的な家事の実施も困難となる。また、波及して当該被害者の子の日常生活にも多大な悪影響を及ぼす。**

このことから、被害直後の犯罪被害者等への支援メニューを新設し、**既存施策との連動のもと被害者等の日常生活の下支えを行うことで被害者等の生活再建・回復を図り、「安全・安心なまち 堺」の実現をめざす。**

◆堺市における経過

- H23年
「犯罪被害者等支援総合相談窓口」の開設
- H25年
「犯罪被害者等支援条例」施行
・条例施行と同時に、**直接的支援として、「カウンセリング制度（心理面の支援）」**
「一時避難住宅制度（居住支援）」の運用を開始。



◆国における経過

- H16年「犯罪被害者等基本法」施行
・第五条
地方公共団体は、(略)その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- H28年「第3次犯罪被害者等基本計画」
・「5つの重点課題」④支援等のための体制整備への取組より
犯罪被害者等は、被害直後から医療・福祉、住宅、雇用など**生活全般にわたる支援を必要としている。**



◆国による調査結果

●「日常生活が行えなかったと感じた日数」

・1年間で仕事や日常生活が行えなかったと感じた平均日数は、

犯罪被害者等(*1)が一般対象者(*2)の約3.5倍に達し、犯罪被害の与える影響の大きさが伺える。

回答者属性	日常生活が行えなかったと感じた日数（平均）
犯罪被害者等（N=912）	26.2日
一般（N=779）	7.5日



(*1)過去にDV、ストーカー、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治1週間以上）の暴力犯罪を被った本人又は遺族

(*2)過去において犯罪等被害を受けた経験が無いと回答したもの

（平成29年度 犯罪被害類型別調査【警察庁】より引用）

犯罪被害者等は、突然の被害により精神的・肉体的に多大なダメージを受け、外出の困難、買物・清掃・食事等の日常生活を営めない状況に陥る。

これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた犯罪被害者等に対し、

日常生活支援制度（ホームヘルプ・配食サービス）を新設し、既存の直接的支援（心理・居住支援）との連動のもと、被害直後の被害者等の日常生活の下支えを実現する。



堺市犯罪被害者等日常生活支援制度（案）

◆対象

- 対象罪種：殺人・放火・強盗・強制性交等・強制わいせつ・交通死亡事故・傷害（1か月以上の加療を要する重傷病を想定）等の身体的被害を想定
- 対象者：犯罪被害者本人及びその遺族（2親等以内）を想定

◆予算案：4,240千円